

制限付き一般競争入札の実施について
(5-10 津山市凍結防止剤散布業務委託)

津山市長 谷 口 圭 三

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

1 対象業務

- (1) 入札番号 5-10
- (2) 業務名 津山市凍結防止剤散布業務委託
- (3) 開札日時 令和5年12月1日（金） 11時（予定）
- (4) 開札場所 津山市役所本庁舎5階 501会議室（津山市山北520）
- (5) 入札書提出期限 令和5年11月30日（木） 17時 **必着**
- (6) 入札書提出方法 郵送のみ
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約期間 契約の日から令和6年3月31日（日） 予定
- (9) 業務概要 津山市凍結防止剤散布業務委託契約書の通り
- (10) 業務箇所名 津山市内12路線

※ 詳細は、契約書、仕様書、図面等を参照のこと。

路線名		区間	延長（k m）
大規模農道		津山市野村～東一宮	7． 5
大規模農道		津山市上田邑～鏡野町 町境	2． 1
市道	1 0 0 2号線	津山市小田中～椿高下	4． 6
	1 0 0 2号線	津山市林田～高野本郷	4． 8
	1 0 0 3号線	津山市林田～八出	1． 5
	1 0 0 3号線	津山市北園町～沼	0． 7
	1 0 0 4号線	津山市山北～上河原	2． 3
	1 0 0 5号線	津山市林田～上河原	1． 0
	B 2 6 1号線	山北～沼	0． 7
	A 2 0 8号線	津山市押入～川崎	0． 4
	T 0 3 7号線	津山市河辺～川崎	0． 6
	B 1 7 6号線 B 1 7 9号線	津山市小田中地内	0． 3
農道計		2 路線	9． 6
市道計		10 路線	1 6． 9

(11) 予定価格

凍結防止剤散布業務単価予定価格表の通りとする。

凍結防止剤散布業務単価予定価格表

除雪機械名	凍結防止剤散布車
規格	乾式2.2m ³
委託区分	貸与

(12)

区分	委託区分	予定価格（単価） （時間当り）（円；税抜）	予定作業 時間 （h）	予定価格 （円；税抜）
平日	A（8:00～ 17:00）	21,700	2.00	43,400
	B（17:00～ 20:00）	22,700	2.00	45,400
	C（20:00～ 5:00）	24,700	58.00	1,432,600
	D（5:00～ 8:00）	22,700	9.00	204,300
休日	E（5:00～ 22:00）	24,300	7.00	170,100
	F（22:00～ 5:00）	28,300	18.00	509,400
			96.00	予定価格（合計） 2,405,200

※期間：契約の日から令和6年3月31日まで

※諸経費を含む。

※凍結防止剤は津山市から支給する。

※予定作業時間は過去実績等から算出したもので、実際の作業時間は天候等の条件により異なる場合がある。

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (2) 津山市契約規則第5条の規定による入札者等の制限を受ける者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 津山市指定業者登録（物品・役務）又は津山市指名業者登録（工事・コンサル）に市内業者として登録されていること。
- (5) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号/津山市水道事業管理規程第1号）（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。なお、公告日から開札日までの間に指名停止措置（指名保留を含む。）を受けた場合は参加資格を失うものとする。

(6) 出動時にはクレーンの運転業務に係る特別教育(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条に基づく教育をいう)を修了した者で、玉掛け技能講習を修了している者を常時配置できること。

(7) 出動時には第一種運転免許の普通免許を取得している者を配置できること。

(8) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札の失格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 明らかに不正によると認められる入札を行った者

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格審査の結果、参加資格のない者のした入札
- (2) 競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札。また入札金額を訂正している入札
- (4) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 一般書留又は簡易書留郵便、レターパック以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの、またはこれを訂正して押印のない入札
- (7) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (8) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (9) 虚偽の申請により、資格を得た者のした入札
- (10) 募集要領等により必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申請書類等及び入札書等にそれが添付されていない入札

5 その他

- (1) 各社の社名、入札金額は一般公開対象とする。
- (2) 提出された、入札書は返却しない。
- (3) 落札者は、すみやかに担当課と協議し、契約書を取り交わすこと。

6 契約条項等を示す場所

津山市契約規則については、津山市ホームページの「条例（例規集）検索システム」において閲覧することができる。